

加古川市神姫バス指定エリア上限運賃制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で神姫バス指定エリア上限運賃制度補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、加古川市神姫バス指定エリア上限運賃制度補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象期間における補助対象経費算定根拠資料

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、次の各号に掲げる期間ごとに行うものとし、申請に係る書類は、各期間における事業終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 4月1日から6月30日まで

(2) 7月1日から9月30日まで

(3) 10月1日から12月31日まで

(4) 1月1日から3月31日まで

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めるときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、加古川市神姫バス

指定エリア上限運賃制度補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

（補助金の経理等）

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかなければならない。

- 2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- (3) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

（遅延利息）

第7条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係） 神姫バス指定エリア上限運賃制度補助金

| | | |
|-------------|---------|--|
| 補助金等の種類 | 性質 | 事業費補助 |
| | 目的 | 神姫バス指定エリア上限運賃制度の実施により、市内における公共交通の運賃格差の是正及び公共交通の利用促進を図り、公共交通網の維持・充実に資することを目的とする。 |
| 補助金等の範囲 | 対象となる者 | 神姫バス株式会社 |
| | 対象となる経費 | <p>【補助対象期間】 補助対象年度の4月1日から3月31日まで</p> <p>【対象となる経費】 神姫バス路線の利用者が、神姫バスのICカード（NicoPaカード）を使用し、市が指定した停留所（以下「指定停留所」）で乗車し、かつ指定停留所で降車した場合の通常運賃と上限運賃額（200円）との差額</p> |
| 補助金等の補助率又は額 | 補助率 | 10/10 |
| | 補助金の額 | 補助対象経費の額 |